

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年10月9日

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
専務理事 浅川 伸

1. 調達概要

- (1) 件名 執務室内パネルの購入及び設置作業並びに内装 一式
- (2) 概要 本件は、日本アンチ・ドーピング機構（以下JADAという。）の事務所移転に伴う、執務室内のパネルの購入及び設置作業並びに内装を委託するものである。
- (4) 納入期間 令和元年11月19日まで

2. 競争参加資格

- (1) 国の予算決算及び会計令70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 全省庁統一参加資格において、令和元年度の「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構又は国の関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 東京都、千葉県、埼玉県又は神奈川県に本店、支店又は営業所が所在すること。

3. 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒115-0056 東京都北区西が丘3-15-1 国立スポーツ科学センター内
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 管理部 丸林 由記
電話番号 03-5963-8030
FAX 03-5963-8031
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
入札説明書は、令和元年10月11日（金）から上記（1）にて交付する。入札説明書の交付は無料とする。
- (3) 入札説明書等の内容についての説明会、質問の受付及び回答
 - ・入札説明会は開催しない。
 - ・質問は、文書により行うものとする。
 - ① 質問の受付先
上記3.（1）と同じ。
 - ② 質問の受付期間

令和元年10月15日（火）から令和元年10月21日（月）午後5時まで
質問の回答については参加希望業者すべてに文書で通知する。

③ 提出方法

持参、郵送、FAX（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。

※持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

(4) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和元年10月15日（火）から令和元年10月25日（金）午後5時まで

上記（1）に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

※（1）～（3）の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

(5) 競争執行の日時及び場所

令和元年10月30日（水） 午前10時00分

東京都北区西が丘3-15-1 国立スポーツ科学センター4階 特別会議室

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 誓約書の提出 本競争の参加希望者は、申請書提出時に、契約担当者（公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 事務局長）が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(7) 誓約書の遵守 上記（6）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.（1）に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2.（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、競争執行時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 詳細は入札説明書による。